

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(自然保護課)

ページ

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規

則

告 示

(同)

一

○環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

(環境対策課)

五

規 則

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則(昭和五十年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十三条第十二号イ中、「第二十二條の十一第一号」を、「第六十三條第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十八年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「平成十四年政令第三百九十一号」及び「を」(平成十四年政令第三百九十一号)に改め、「省令」という。)の下に、「及び指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(平成二十四年宮城県条例第七十九号。以下「条例」という。)」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

(標識の寸法)

第十五条 条例に規定する標識の寸法は、次の各号に掲げる標識の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 法第十五条第十三項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識 様式第十五号

二 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項に規定する鳥獣保護区を表示する標識 様式第十六号

三 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十三項に規定する特別保護地区を表示する標識 様式第十七号

四 法第三十四条第五項に規定する休猟区を表示する標識 様式第十八号

五 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識 様式第十九号

六 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識 様式第二十号

七 省令第三十七条第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十一号

八 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十二号

九 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十三号

十 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十四号

十一 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十五号

十二 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十六号

十三 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十七号

十四 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十八号

十五 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第二十九号

十六 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十号

十七 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十一号

十八 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十二号

十九 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十三号

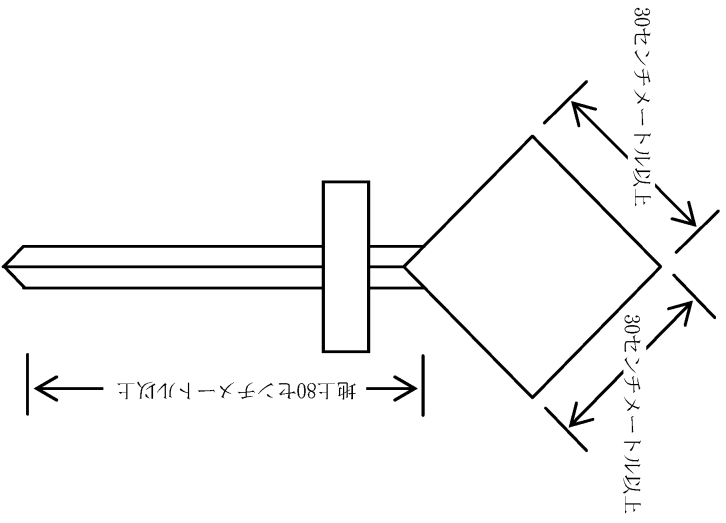
二十 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十四号

二十一 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十五号

二十二 省令第三十七号第一項に規定する特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識 様式第三十六号

様式第15号 (第15条関係)

制札



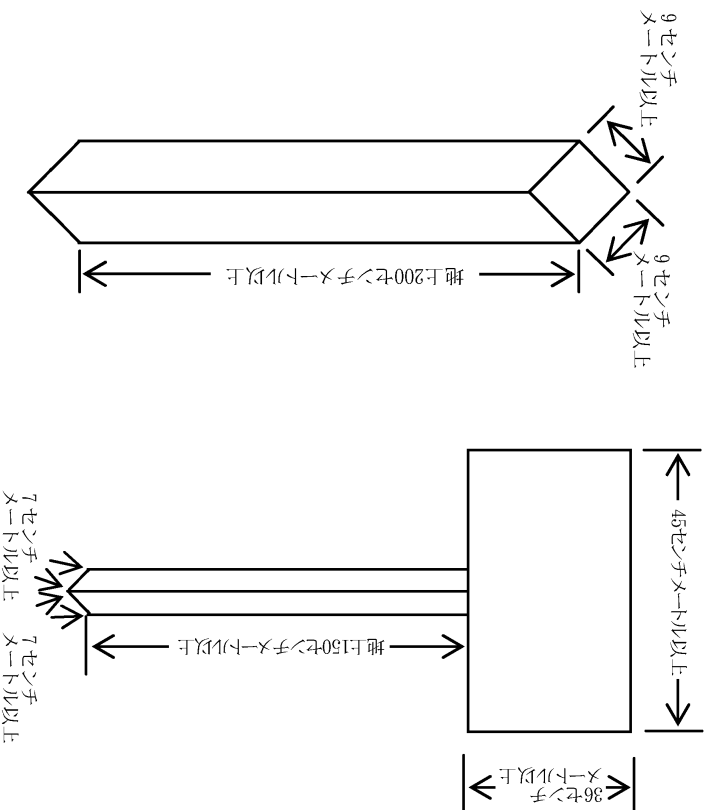
備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150センチメートル以上の場所で固定させること。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第16号 (第15条関係)

標柱

制札



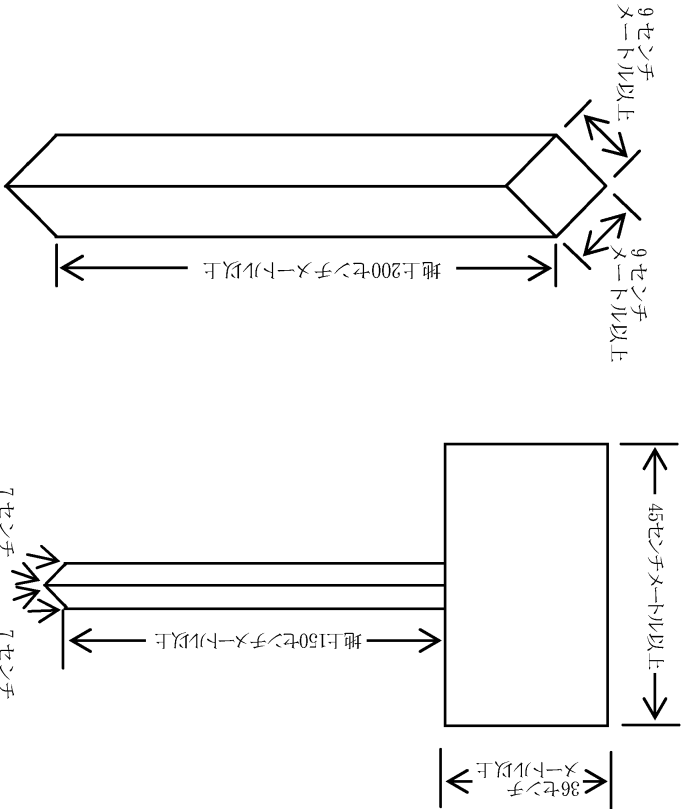
備考

- 1 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば、寸法については、この限りでない。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第17号 (第15条関係)

標柱

制札



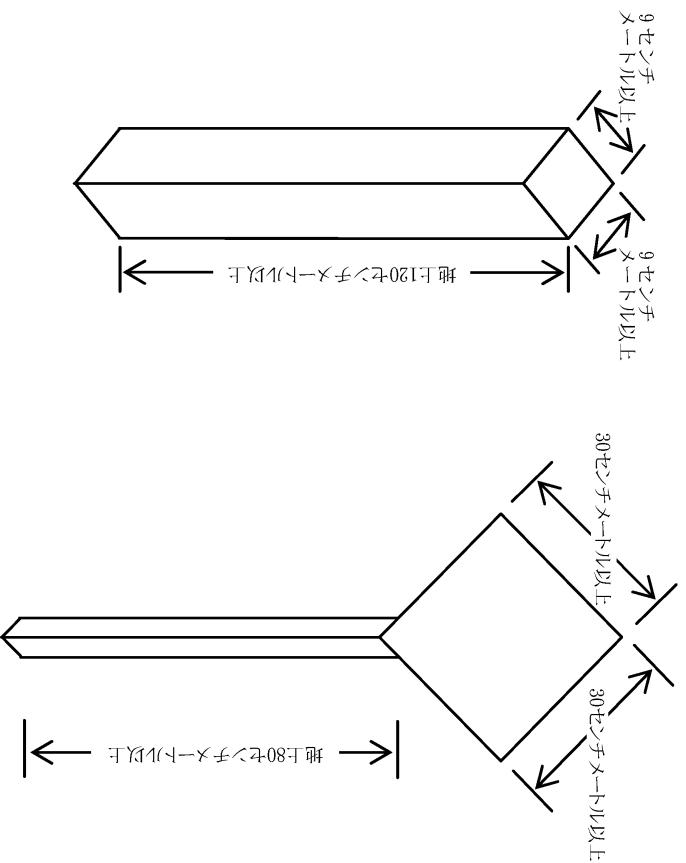
備考

- 1 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合は示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば、寸法については、この限りでない。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に確認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第18号 (第15条関係)

標柱

制札



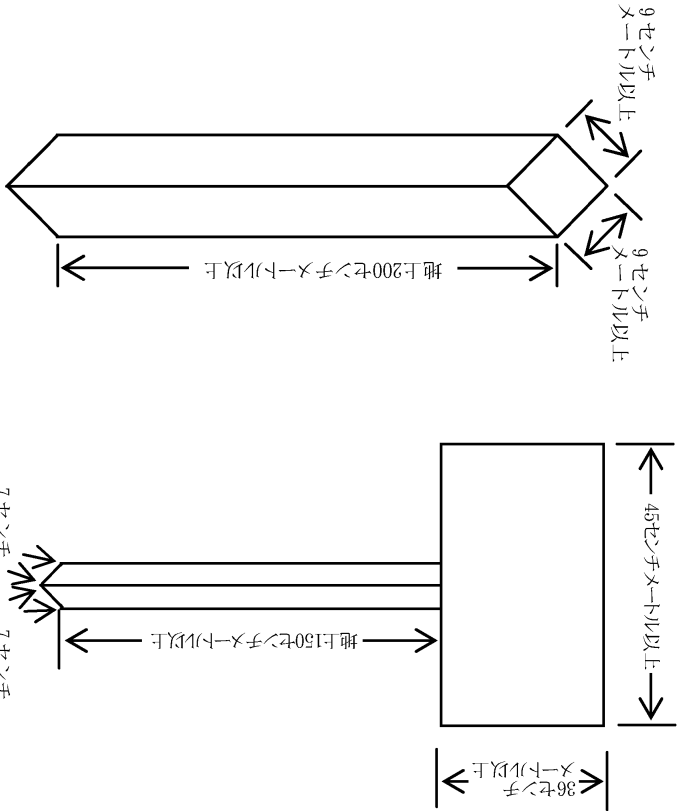
備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150センチメートル以上の場所で固定させること。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に確認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第19号 (第15条関係)

標柱

制札

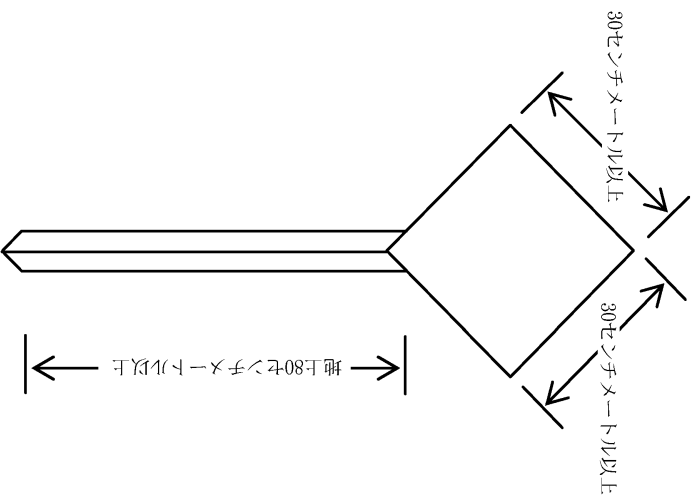


備考

- 1 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば、寸法については、この限りでない。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第20号 (第15条関係)

制札

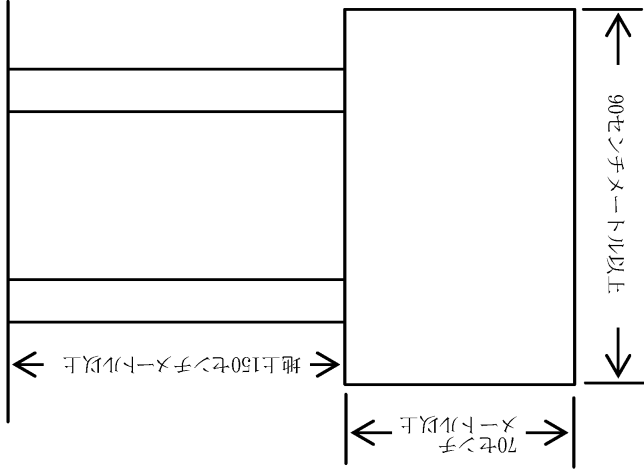


備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150センチメートル以上の場所で固定させること。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第21号（第15条関係）

制札



備考

1 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百一号

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

環境影響評価技術指針（平成十一年宮城県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「内容について」の下に、「次に掲げる事項を踏まえ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号口若しくは八に掲げる情報又は建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定すること。ただし、当該位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすること。

二 当該対象事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある環境要素について、事業特性に応じて適切に区分した環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）ごとに検討すること。

三 前号で検討した環境要素に関する自然的状況、社会的状況に関する情報について、既存文献その他の資料により収集し、その結果を整理し、及び解析を行うこと。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集すること。

四 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析等の手法により、可能な限り定量的に把握すること。ただし、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握すること。

五 位置等に関する複数案ごとの重大な環境影響の程度を整理し、及び比較することにより評価すること。ただし、位置等に関する複数案が設定されていない場合は、事業者により実行可能な範囲内での限り回避され、又は低減されているかどうかにより評価すること。

第四条第一項中、「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を「影響要因」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものを示す。
 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 道路事業

- (1) 道路の構造が、地表式、掘削式又は高上式であること。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

ロ ダム事業

- (1) 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
- (2) ダムの堤体の材料となる原石等採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
- (3) 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施設設備並びに掘削工、工所用資機材、骨材等を運搬するための工用の道路を設置する「施工設備及び工用道路の設置の工事」を行うこと。
- (4) 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
- (5) ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- (6) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

ハ 堰事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰を設置する「堰の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「掘削の工事」を行うこと。
- (4) 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在すること。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

ニ 湖沼水位調節施設建設事業

- (1) 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、水門を設置する「水門の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「しゅんせつの工事」を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。

ホ 放水路事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- (3) 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

ヘ 鉄道建設事業

- (1) 鉄道施設の構造が、地表式、掘削式又は高上式であること。
- (2) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

ト 最終処分場設置事業

- (1) 最終処分場の種類は一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。
- (2) 立地の形式は陸上埋立てであること。
- (3) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。

チ 公有水面埋立事業

- (1) 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- (2) 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

リ 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車がいられること。

ヌ レクリエーション施設建設事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車がいられること。

ル 工場事業場用地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。
- (4) 車両により、製品の運搬を行うこと。

ロ 土石の採取事業

- (1) 土石の採取の方法は露天掘削とすること。
- (2) 準備工事として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
- (3) 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。
- (4) 車両により、土石の運搬を行うこと。

ワ 風力発電所設置事業

- (1) 工所用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
- (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (4) 地形改変及び施設の有在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
- (5) 施設の稼働として、風力発電の運転を伴うこと。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

別表第二 参考手法（第五条、第六条関係）

五 この表において、「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 六 この表において、「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 七 この表において、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 八 この表において、「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
 九 この表において、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 十 この表において、「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
 十一 この表において、「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
 十二 この表において、「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。

環境要素の区分	参 考 項 目	参 考 手 法
室素酸化物 道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事 鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事 公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	影響要因の区分 調査の手法 一 調査すべき情報 イ 二酸化室素の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化室素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 室素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化室素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 室素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化室素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 室素酸化物の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における二酸化室素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	予測の手法 一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、室素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化室素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 室素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化室素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による二酸化室素に係る環境影響が最大となる時期

工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動	道路事業に係る自動車の走行	最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行	レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行	工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づき技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>各季節ごとに各一週間</p>			<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づき技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>各季節ごとに各一週間</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づき技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>			
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>			<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>			

<p>硫酸酸化物</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>
<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>
<p>硫酸酸化物</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化硫黄の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づき技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における浮遊</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づき技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における浮遊</p>
<p>硫酸酸化物</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p>	<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>
<p>遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>						
<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>						
<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>						
<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある</p>						

<p>粉じん等</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>
<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等工事の実施に伴う粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>

騒音・低周波音	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工用道路の設置並びに道路の付替の工事 堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>
	<p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合において、前号イのうち騒音の情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定めら</p> <p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 イ 騒音・低周波音の状況 ロ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合において、前号イのうち騒音の情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定めら</p> <p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合において、前号イのうち騒音の情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定めら</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>							

<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>道路事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>
<p>れた騒音についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>												
<p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>												

放水路事業に係る洪水を分流させる施設の仕事、掘削の仕事及び堤防の仕事	鉄道建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の仕事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の仕事並びに埋立ての仕事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	レクリエーション施設建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	風力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動	風力発電所設置事業に係る施設の稼働
------------------------------------	-----------------------------	-------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---------------------------	-------------------

<p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点調査期間等</p> <p>五 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析、この場合において、前号イのうち騒音の情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>
---	---

<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
--

<p>道路事業に係る自動車の走行</p>	<p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音・低周波音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち道路交通騒音の情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>鉄道建設事業に係る列車の走行（地下を走行する場合を除く。）</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	鉄道建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	レクリエーション施設建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	風力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動
理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。 三 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期										
一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある										
三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による振動に係る環境影響が最大となる時期 一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る										

<p>道路事業に係る自動車の走行</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>鉄道建設事業に係る列車の走行</p>
<p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 振動の状況 ロ 地盤の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 振動の状況 ロ 地盤の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>悪臭</p>	<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>土砂による水の濁り</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法。</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯</p>
<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びびしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊物質量の状況 ロ 浮遊物質量の沈降の状況 ハ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては浮遊物質量について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては浮遊物質量についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>水の汚れ</p>	<p>道路事業に係る休憩所の供用</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事 公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>
<p>水の濁り</p>	<p>道路事業に係る休憩所の供用 ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て 土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事 公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>
<p>一 調査すべき情報</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊物質量の状況 ロ 流況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊物質量の状況 ロ 流況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては浮遊物質量について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては浮遊物質量についてシヨセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業の活動等による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては浮遊物質量について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては浮遊物質量についてシヨセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業の活動等による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

水 温	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る構造物の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地点</p> <p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量について単純混合式を用いた理論計算</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量についてジョセフ・セドナー式を用いた理論計算</p> <p>二 予測地点</p> <p>イ 河川にあつては第三欄第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては第三欄第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

一 調査すべき情報

イ 水温及びその調査時における流量の状況

ロ 気象の状況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地点

流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域

四 調査地点

流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報

一 予測の基本的な手法

熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析

二 予測地域

第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

三 予測地点

流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等

施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期

<p>富栄養化</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰の供用及びたん湛水域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建造物の存在及び施設の利用</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 富栄養化の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>ハ 気象の状況</p> <p>ニ 水温の状況</p> <p>三 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、富栄養化に係る事項について定める水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法。</p> <p>四 調査地域</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>五 調査地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>溶存酸素</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰の供用及びたん湛水域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 溶存酸素の状況</p> <p>ロ 有機物による分解状況</p> <p>ハ 水温の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた溶存酸素についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p>

<p>有害物質（農薬に限る。）</p>	<p>水素イオン濃度</p>	
<p>レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事</p>	
<p>一 調査すべき情報 イ 農薬の濃度の状況 ロ 流況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び農薬の濃度の変化の特性を踏まえて農薬の濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水素イオン濃度の状況 ロ 流況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた水素イオン濃度に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>域で当該地域の溶存酸素の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては農薬成分について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては農薬成分についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、農薬成分の拡散の特性を踏まえて農薬の濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>水底の泥土</p>	<p>存在 堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の</p>	<p>流地域で当該地域の農業の濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における農業の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における農業の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>三 予測地点 農業成分の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における農業の濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>有害物質</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響 鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響 最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 河川における有害物質濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方</p>	<p>一 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地点 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>地下水の水位</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係るしゅんせつの工事</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>法、前号八の情報については土壤汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 河川における有害物質濃度の状況 ロ 流況 ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壤汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>四 伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 土砂の流出の発生が見込まれる時期</p>		
<p>地下水の水位</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係るしゅんせつの工事</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>法、前号八の情報については土壤汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>二 予測地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>法、前号八の情報については土壤汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>二 予測地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>地下水の有害物質</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	
<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>		
<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>四 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期</p>

<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の影響による一時的な影響</p>	<p>流向及び流速</p>
<p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的を把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に</p>	<p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的を把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に</p>	<p>三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 工事による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>四 予測対象時期等 質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 地下水の有害物質濃度に係る環境影響が定常状態となる時期</p>

<p>重要な地形及び地質</p>	<p>道路事業に係る工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p>	<p>把握できる期間及び時期</p>
<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工事による重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p>
<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p>
<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p>
<p>風力発電所設置事業に係る造成等の影響による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p>
<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作によ</p>	<p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>地盤の安定性</p>	<p>道路事業に係る工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係る施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>り露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>ロ 地盤の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>										
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>											

<p>道路事業に係る道路の存在</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石跡地の工事、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>埋事業に係る埋及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>
<p>地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>												
<p>一 調査すべき情報 イ 地形、地質及び地盤の状況 ロ 地盤の安定性の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>												
<p>一 予測の基本的な手法 地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>												

電波障害	風車の影	日照障害
風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在並びに施設の稼働	風力発電所設置事業に係る施設の稼働	道路事業に係る道路（高上式）の存在 鉄道建設事業に係る鉄道施設（高上式）の存在 風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在
一 調査すべき情報 イ 電波の発信状況 ロ 電波の受信状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 電波の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に	一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期
一 予測の基本的な手法 実用式によるコンピュータ・シミュレーション又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 電波の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における電波受信に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期	一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期	一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 施設が完了する時点

<p>重要な動物種及び注目すべき生息地（海域に生息する動物を除く。）</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつ工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況</p> <p>ロ 主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>電波の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>

<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行及び休憩所の供用</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在及び列車の走行</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況 ロ 主な水生動物に係る動物相の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によつてその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>										
<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>										

<p>海域に生息する動物</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び利用自動車の走行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び施設の利用並びに利用自動車の走行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在、工場等における事業活動並びに製品の運搬その他の車両の運行</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在並びに施設の稼働</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工事による海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>								

<p>重要な植物種及び重要な群落(海域に生育する植物を除く。)</p> <p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつ工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>四 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の仕事、掘削の仕事及び堤防の仕事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の仕事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の仕事並びに埋立ての仕事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>
<p>種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>											
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によつてその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p>								<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>			

<p>海域に生育する植物</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>四 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
---	---	---

<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>埋事業に係る埋の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつ工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行及び休憩所の供用</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>
---	--------------------------------	--------------------------------------	--	--	---	------------------------	---	------------------------------------	---

<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	
---	--

<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	
---	--

風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在	土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在、工場等における事業活動並びに製品の運搬その他の車両の運行	レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び施設の利用並びに利用自動車の走行	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び利用自動車の走行	公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在	最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て	鉄道建設事業に係る埋立地又は干拓地の存在	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在
----------------------	---------------------------------	---	---	---	------------------------	-------------------------------	----------------------	--------------------	---	--------------------------------

- 三 調査地域
対象事業実施区域及びその周辺区域
- 四 調査地点
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点又は経路
- 五 調査期間等
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第二号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

- 三 予測対象時期等
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在並びに構造物の存在及び施設の利用</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在及び構造物の存在</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>最終処分場の設置事業に係る最終処分場の存在</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の使用</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景觀</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点の状況</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>ニ 主要な圍繞景觀の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景觀に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景觀に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>											
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な眺望景観及び主要な圍繞景觀について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景觀に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景觀に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>											

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダム供用及び貯水池の存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に</p>		

<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在及び構造物の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在並びに構造物の存在及び施設の利用</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一次的な影響</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>二 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>	<p>三 予測対象時期等</p> <p>係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
-------------------	--	---	---	---	---

<p>産業廃棄物</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事 湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつ工事 放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事及び掘削の工事 鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響 最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事 公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 工場及び事業場における事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動が定常状態となる時期</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	

<p>二酸化炭素</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>		<p>一 予測の基本的な手法 イ 事例の引用又は解析 ロ 工場及び事業場における事業活動に伴い発生する二酸化炭素の排出の特性を把握した上で、同種の工場及び事業場からの排出量との比較 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動が定常状態となる時期</p>
<p>備考</p>	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼動に伴い発生する粒子状物質をいう。 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 六 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 八 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。 九 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。 十 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む）をいう。</p>		
<p>附 則</p>	<p>(施行期日)</p>	<p>1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 事業者がこの告示の施行の日前に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書、条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書、条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書又は条例第三十一条第一項の規定による第一種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する改正後の環境影響評価技術指針第三條の規定の適用については、なお従前の例による。</p>			